

平成30年度 第24回庁議要旨

日時：平成31年3月19日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 被災公共施設再建（廃止）方針の進行状況等について（財務部）

東日本大震災により被災した155の公共施設について、再建、廃止等に関する具体的な考え方や取組内容を施設別に示すため、平成24年8月に「被災公共施設再建（廃止）方針」（以下「方針」という。）を策定した。

方針の進行管理を通じ、被災公共施設の早期再建、効率的な施設整備、統廃合等を進めるもの。

(1) 主な内容

① 方針の変更について（2施設）

取組の方向性を変更する必要が生じた「市民プール」及び「にっこりサンパーク多目的グラウンド」について、別紙1のとおり方針の変更を行う。

② 方針の進行状況等について

ア 方針分類の状況

施設ごとの方針を方向性別に「再建」、「廃止」、「検討」の3つに分類、上記1の取扱いを踏まえた施設数は、「再建」が69施設、「廃止」が85施設、「検討」が1施設となり、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。その他、施設別詳細は別紙2のとおり。

<前年度との比較>

分類	平成29年度	平成30年度	増	減	差引増減
再建	70	69	0	1	△1
廃止	83	85	2	0	2
検討	2	1	0	1	△1
合計	155	155	2	2	0

〔再建 → 廃止〕 にっこりサンパーク多目的グラウンド

〔検討 → 廃止〕 市民プール

検討中の施設：「牡鹿体育館」 ※詳細は別紙3のとおり。

イ 方針の進行状況（平成31年3月31日見込）

方針で示した取組の進行状況を「進行中」、「終了」、「休止中」の3つに分類、上記1の取扱いを踏まえた施設数は、「進行中」が32施設、「終了」が122施設、「休止中」が1施設、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。

その他、施設別詳細は別紙2のとおり。

<前年度との比較>

分類	平成29年度	平成30年度	増	減	差引増減
進行中	33	32	3	4	△1
終了	117	122	5	0	5
休止中	5	1	0	4	△4
合計	155	155	8	8	0

〔進行中→ 終了〕 荻浜支所、月浦観光レクリエーション施設

にっこりサンパーク多目的グラウンド、荻浜公民館

〔休止中→進行中〕 蛇田公園（グラウンド）、万石浦公園（グラウンド）、相川公園グラウンド

〔休止中→ 終了〕 名振コミュニティセンター

※残りの休止中の雄勝森林公園については、来年度に仮設住宅の撤去を予定

(2) 今後の予定

【方針の進行状況等について】

平成31年度も引き続き進行管理を行い、方向性が検討されている施設については、方向性の決定に向けた調整を行う。

2 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業の見直しについて（福祉部）

日常生活用具給付等事業については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」により、市町村が地域の障害者ニーズを勘案の上、必要種目及び給付基準価格等を決定できる柔軟な運用が可能となっていることから、本市においても「重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱」を制定し、給付を行ってきている。

近年、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化していることから、本市においても給付種目拡充を図ってきたところであるが、今般、給付基準価格の見直しについて要望があったものである。

併せて、本事業の給付対象者について曖昧な規定となっていることから、対象者の規定を明確化する必要がある。

重度障害者日常生活用具の給付基準価格を国の基準と整合性を図ることで、自治体間による不均衡を解消し、重度障害者の経済的負担の軽減に資するもの。

(1) 主な内容

① 支給対象者の明確化

施設等へ入所している者が必要としない下記種目について、対象者に「在宅の者」と明記する。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ア 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台ほか8種目 |
| イ 自立生活支援用具 | 入浴補助用具ほか9種目 |
| ウ 情報・意思疎通支援用具 | 聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置 |
| エ 住宅改修 | 居宅生活動作補助用具 |

② 給付基準価格の改正

種 目	改 正	現 行	国基準価格
火災警報器	15,500 円	5,000 円	15,500 円
点字ディスプレイ	383,500 円	198,000 円	383,500 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800 円	85,000 円	89,800 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000 円	99,800 円	115,000 円

③ 対象者の改正

現行、給付種目「点字器」の給付対象者を「視覚障害2級以上の者」としているものを、「視覚に障害のある者」に改める。

④ 削除する給付種目

「福祉電話（貸与）」は、主に加入権の料金を給付するものであったが、現在では、月々の使用料のみで通話できるものとなっているため、給付種目から削除する。

「ファックス（貸与）」は、現行給付種目の情報・通信支援用具「聴覚障害者用通信装置」で購入の際給付を行っており、対象者も同様であるため給付種目から削除する。

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正
(平成31年4月1日施行)

3 放課後児童クラブの定員変更について（福祉部・河南総合支所）

和渕地区の放課後児童クラブについては、和渕小学校の余裕教室を利用し運営を行っているが、現在使用している部屋は手狭な状況にあり、定員数は10人となっている。そのため、例年利用申請があるものの、希望する児童の受け入れができない状況が生じるなど、地域の保護者から施設整備を望む声が寄せられている。

今般、学校側との協議の結果、同校の別教室を使用することが可能となったことから、現行定員を変更し、受入可能児童数の拡充を図るもの。

(1) 主な内容

【定員を変更する放課後児童クラブ】

- ① 名 称 和渕地区放課後児童クラブ
- ② 定 員 数 変更前 10人 → 変更後 30人
- ③ 設置場所 和渕小学校カウンセリング室 → 和渕小学校3階余裕教室

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正
(平成31年4月1日施行予定)

4 石巻市商店街等街路灯維持事業費補助金の補助率の見直しについて（産業部・総務部）

平成5年から、商店街振興組合等が設置・管理する街路灯（以下「商店街街路灯」という。）の電気料金に対して、石巻市商店街等街路灯維持事業費補助金（以下「街路灯補助金」という。）を交付している。

市町合併後は、合併直前に旧町で寄附採納を受けた旧河南町・旧桃生町を除く旧市内・旧河北町・旧雄勝町の商店街街路灯に補助金を交付、震災後は旧市内・旧河北町の14団体に交付している。

近年、街路灯補助金の交付先から、会員の減少や会費の徴収困難により維持管理が難しくなっているとの意見が多数寄せられているほか、修繕積立金を取り崩しながら電気料金を捻出している団体もあり、市で寄附を受けてもらえないかとの要望も複数寄せられている。

このような状況のなか、平成31年度から、総務部防災推進課において、町内会等が設置する防犯灯についてLED化や電気料金に対して補助する石巻市防犯灯維持管理等補助金（以下「防犯灯補助金」という。）を新設することとなった。

商店街街路灯は、日没から翌朝まで点灯されており、防犯灯と同様に地域住民及び通行者の安全に大きく貢献している設備である一方、電気料金に対する補助率に乖離が生じることとなることから、街路灯補助金の補助率を防犯灯補助金に合わせた見直しを行うもの。

(1) 主な内容

① 街路灯補助金の補助率の見直し

改正	現行
補助対象経費の50%に相当する額以内かつ、100万円以内の額	補助対象経費の25%に相当する額以内かつ、100万円以内の額（平成23年度以降、財政状況に応じて補助率を逡減させており、現在は18.7%としている。）

※ 防犯灯補助金への移行

平成31年度より防犯灯補助金交付事業を開始することから、今後、以下のいずれにも該当する商店街街路灯は、街路灯補助金ではなく防犯灯補助金の対象とする。（8団体の予定）

ア 実態として住民組織が維持管理しているもの

イ 日没から翌朝まで点灯しており、地域の安全に大きく貢献しているもの

(2) 今後の予定

平成31年3月 街路灯補助金の一部交付先（今後防犯灯補助金の対象となるもの）について、平成30年度の交付決定を取消

4月 石巻市商店街等街路灯維持事業費補助金交付要綱の一部改正
平成30年度分の街路灯補助金の補助金交付
平成31年度分の街路灯補助金の交付決定

[報告事項]

1 石巻市特定事業主行動計画（第2期）の策定について（総務部）

平成27年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布されたことに伴い、本市においても女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とし、平成28年4月に石巻市特定事業主行動計画（計画期間：平成28年4月から平成31年3月まで）を策定した。

現計画の期間終了に当たり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令に定める事業主が把握すべき項目について、本市の現状を分析した上で、第2期計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）

復興事業の進捗状況を踏まえ、現計画策定時から大きな変化はないものと考え、復興期間までの計画期間としたもの。

② 内容

現計画における計画目的や重点項目、推進体制等について、第2期計画においても継承することを基本とし、現状分析結果により、以下の目標値を見直すもの。

ア 管理的職員（ポスト補佐を含む）の女性割合

平成30年度実績は現計画の目標値を超える25%以上となっていることから、引き続き25%以上を維持する目標とする。（現計画目標値：22%）

イ 男性職員の育児参加特別休暇の取得率

平成29年度の実績80%を超える85%以上に引き上げる。（現計画目標値：80%）

(2) 今後の予定

平成31年4月 石巻市特定事業主行動計画（第2期）策定

2 組織の見直しについて（財務部）

震災復興期間も残すところ2年余りとなり、多くの復旧・復興事業が進み、復興の姿が見え始めてきた状況にある。今後も復興事業の推進と合わせ復興後の地域の発展を見据え、各種事業の進捗や行政課題に合わせた組織体制の見直しが必要となっている。

復興後の地域の振興や基盤整備の促進、各種行政課題に対応するとともに、復興事業で完了の見通しが図られた組織の改編を行うもの。

(1) 主な内容

① エス・ディー・ジーズSDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）の取組を進め、地方創生と合わせた推進を図るため「SDGs地域戦略推進室」を設置する。

② 東京2020オリンピック・パラリンピックに係る体制整備

東京2020オリンピック・パラリンピックの各種事業の推進を図るため「スポーツ交流推進室」を「東京オリンピック・パラリンピック推進室」に改編する。

③ 復興事業の進捗に伴う再編

復興事業関連用地の買取について、事業が縮小したことから、「用地課」を廃止する。

なお、残り用地の買取については、被災元地は「集団移転推進課」、復興公園事業用地は「基盤整備課」が事業を引き継ぐ。

復興住宅の整備が完了の見通しが図られたことから、「復興住宅課」を廃止する。

④ 空き家対策の体制整理

空き家対策について、民間住宅も含めた総合的な住宅管理施策の推進を図るため「住宅管理課」を「住宅課」に課名を変更し事業担当課とする。

⑤ 港湾施策の体制強化

港湾等の建設や大型客船の誘致事業について、今後も継続的な事業の推進を図る必要があることから、「河川港湾室」を「河川港湾課」に改編する。

⑥ 在宅医療対応の体制整備

市立病院の在宅診療について、今後の医療需要への対応を推進するため「在宅医療センター」を設置する。

※組織見直しについては、別添「平成31年度組織見直し新旧対照表」のとおり予定しているが、課名等については、今後の調整により変更となる場合がある。

(2) 今後の予定

平成31年3月 組織見直しに伴う関係例規の改正（平成31年4月1日施行予定）

3 石巻市サロン活動継続助成事業補助金の助成期間延長について（福祉部）

被災者の引きこもりや孤立防止のための活動を行っているサロン団体に対し、3年を限度に石巻市サロン活動継続助成事業補助金を交付してきたが、当初見込んでいた3年間では自立して活動を継続できる段階まで至っていないことから、期間を1年延長し、自立を促し定着を図る必要がある。

また、被災者の孤独死の発生や、被災高齢者を中心とした孤立防止策の強化が一層強く求められている中で、サロン参加者の7割が「人とのつながり」が活動の良さであると捉えている。

サロン団体に対する補助金の助成期間を見直すことにより、被災者の引きこもりや孤立防止の継続を図るもの。

(1) 主な内容

【助成期間の延長】

助成期間「3年」を「4年」とし、1年延長するもの。

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市サロン活動継続助成事業補助金交付要綱の一部改正
（平成31年4月1日施行）

4 私立認可保育所等の障害児保育事業への助成について（福祉部）

保育を必要とする障害を有する児童（以下「障害児」とする。）については、基本的に公立保育所において受入れを行っているものの、発達障害などにより、私立認可保育所に入所後に保育士の加配が必要となる場合も多く、本年度は私立認可保育所で8名の児童を受入れしている。

障害児等の特別な支援が必要な児童を受け入れる私立保育所等に対しては、国が定める基準により、給付費等に一定の加算がされているところである。しかしながら、当該加算のみでは加配するための保育士の確保が難しいことから、私立認可保育所においては、障害児の受け入れや対応が困難な状況となっている。

障害児保育事業を実施する私立認可保育所等に対し、その経費の一部を助成することで、専任保育士を配置し、障害児保育の充実と受入れの拡充を図るもの。

(1) 主な内容

① 補助対象事業

ア 対象児童

当市に住所を有する児童で私立認可保育所等を利用する、次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害手帳を有する児童

(イ) 療育手帳を有する児童

(ウ) 児童相談所の判定書又は障害に応じた専門の医師の診断書により、(ア)又は(イ)に準ずると判断される児童

(エ) 上記のほか、障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能な児童

イ 対象施設

各月初日において、①に該当する児童が利用している私立認可保育所等であって、障害児の集団保育が適切に実施できる受け入れ体制が整備されている施設

② 補助対象経費及び限度額

ア 補助対象経費（障害児保育に必要な人件費相当額）

保育士1人の年間賃金相当額と社会保険料事業主負担相当分を補助する。

イ 補助金額

障害児3人に対し、専任保育士1人の割合で配置した場合に、保育士1人分のみ年額2,400,000円を限度額として補助する。

③ 主な補助要件

ア 障害児に対し、専任保育士を常勤換算で、障害児3人毎に1人以上配置すること。

イ 給付費に係る療育支援加算の適用対象であること。

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市障害児保育事業補助金交付要綱の制定（平成31年4月1日施行）

5 石巻市私道等整備補助金交付基準の見直しについて（建設部）

石巻市私道等整備補助金交付制度については、平成29年度末までに、延べ925件の私道等の整備に対し補助金を交付し、市民の生活環境の向上に寄与してきたが、高齢化社会や東日本大震災により居住環境が変化するなか、現状に即した補助金交付基準の見直しが求められている。

補助金の交付基準となる沿道の世帯数の見直しにより、居住環境を考慮した私道等の整備の促進を図るもの。

(1) 主な内容

【補助金交付基準の一部見直し】

	改 正	現 行
補助金交付基準	沿道に3世帯以上が居住し、かつ、利用していること。（うち3世帯以上が持家）	沿道に5世帯以上が居住し、かつ、利用していること。（うち3世帯以上が持家）

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市私道等整備補助金交付要綱の一部を改正（平成31年4月1日施行）

[その他]

- ・平成31年度職員確保の見込みについて（総務部）
- ・平成31年度庁議・庁議幹事会日程について（復興政策部）

以 上